

法令等改正情報

法令等改正の動向を掲載します。詳細については、記載の HP をご覧ください。

法令等の名称	改正の概要（1月31日現在）
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について 令和7年1月17日閣議決定 令和7年4月1日施行	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が令和6年6月19日に公布されたこと等を踏まえ、国際協力排出削減量口座簿の記録事項、法人等保有口座の開設に伴う手数料の額等を定めるとともに、温室効果ガス算定排出量の報告制度の算定方法を改めることを内容とする「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定した。 https://www.env.go.jp/press/press_04219.html
水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について 令和6年12月27日公布 令和8年1月1日施行 (製品に応じて令和9年1月1日、令和10年1月1日と段階的に施行)	水銀に関する水俣条約第4回締約国会議及び第5回締約国会議において、新たに水銀使用製品の製造等の廃止が決定された。これに伴い、水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令第1条に規定している「特定水銀使用製品」に、一般照明用の蛍光灯、水銀を含む電池等が追加された。 https://www.env.go.jp/press/press_04170.html
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について 令和6年12月18日公布 令和7年2月18日施行 (一部は令和7年6月18日施行)	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第11回締約国会議（令和5年5月）において、新たな廃絶対象物質が決定されたことを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「化審法」という。）第2条第2項に規定された第一種特定化学物質として、「UV-328」、「メトキシクロル」及び「デクロランプラス」を指定すること等について、化審法施行令が改正された。 https://www.env.go.jp/press/press_04106.html
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について 令和6年12月16日公布 令和7年3月16日施行	水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品に真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）が、あらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品に真空ポンプ、ホイール・バランス及び推進薬の計3製品が追加となった。
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの規定に基づき化学物質を定める省令の公布について 令和6年11月15日公布 令和7年1月10日施行	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質（自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸を生成する化学物質）が138物質指定された。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/hourei/laws_r070110_r061115.pdf
排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の公布について 令和6年11月11日公布 令和6年12月11日施行	亜鉛に係る暫定排水基準が適用されている1業種（電気めっき業）について、現行の暫定排水基準（4mg/L）の適用期間を令和11年12月10日まで延長した。 https://www.env.go.jp/press/press_03960.html

法令等改正情報

法令等の名称	改正の概要（1月31日現在）
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について 令和6年9月27日公布 令和7年4月1日施行	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令において、ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）（NPE）を第二種特定化学物質に追加指定する等、所要の改正を行った。 https://www.env.go.jp/press/press_03744.html
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更等について 令和6年8月30日公表	ポリ塩化ビフェニル（PCB）を高濃度に含有する廃棄物（高濃度PCB廃棄物）について、北九州・大阪・豊田事業地域での処理事業を終了し、今後、北海道事業所にて同エリアの高濃度PCB廃棄物を処理することとしたため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更（閣議決定）した。 https://www.env.go.jp/press/press_03613.html
資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について 令和6年5月29日公布 令和7年2月1日に基本方針及び判断基準関係が施行 （その他の規定は公布から1年6月以内に施行）	以下について、令和7年1月16日に公布され、令和7年2月1日から施行されることとなった。 ・資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律のうち、基本方針、関係者の責務、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項等に係る規定を令和7年2月1日から施行する政令 ・資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第10条に規定する特定産業廃棄物処分業者の要件を、前年度の産業廃棄物処分量が1万トン以上または廃プラスチック類の処分量が1,500トン以上とする政令 ・廃棄物処分業者における再資源化事業の実施状況に対する判断基準を定める省令 ・資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針の告示 https://www.env.go.jp/press/press_04242.html